



平成27年10月30日
(照会先)
品質管理部長 田中 章夫
(電話直通 03-6892-0752)

経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成27年9月分)について

平成27年9月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成27年9月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及びシステム事故（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したもの及びシステム事故の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故については8のとおりです。

1 平成27年9月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成27年度に発生した事務処理誤りが63件、平成26年度が85件、平成25年度が30件、平成24年度以前が184件、合計362件(市区町村において発生した3件、委託業者等が発生させた40件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な321件及びシステム事故2件について日本年金機構HPに掲載しています。

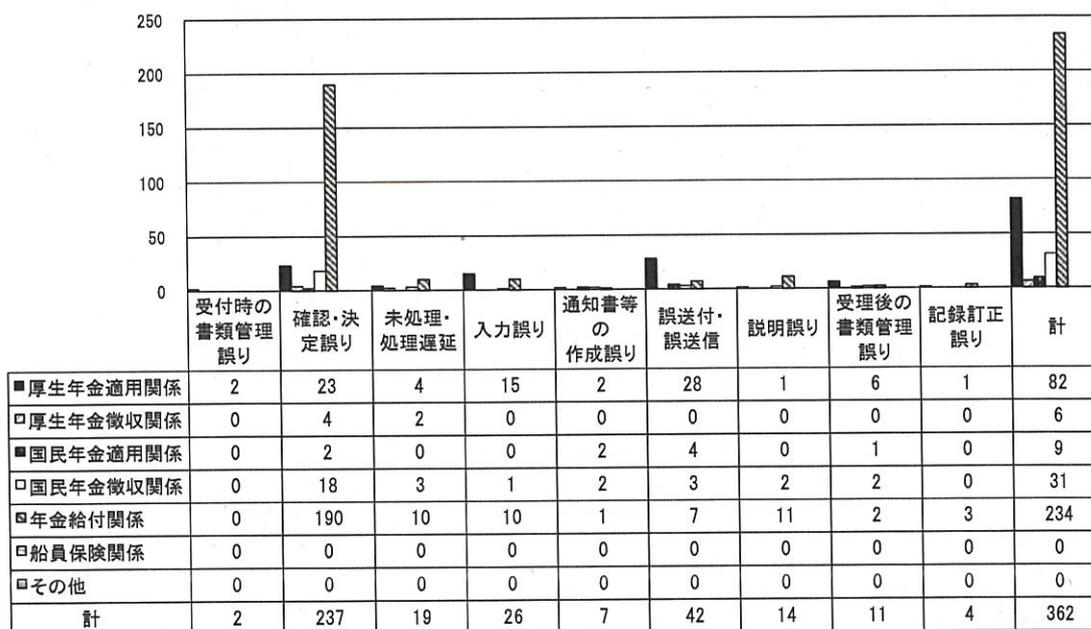
（事務処理誤りの発生年度別内訳）

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
件数	154(1)	4	3	7(1)	4(2)	7(1)	26(4)	73(12)	41(22)	319(43)
割合	42.8%	1.1%	0.8%	2.2%	1.7%	2.2%	8.3%	23.5%	17.4%	100.0%

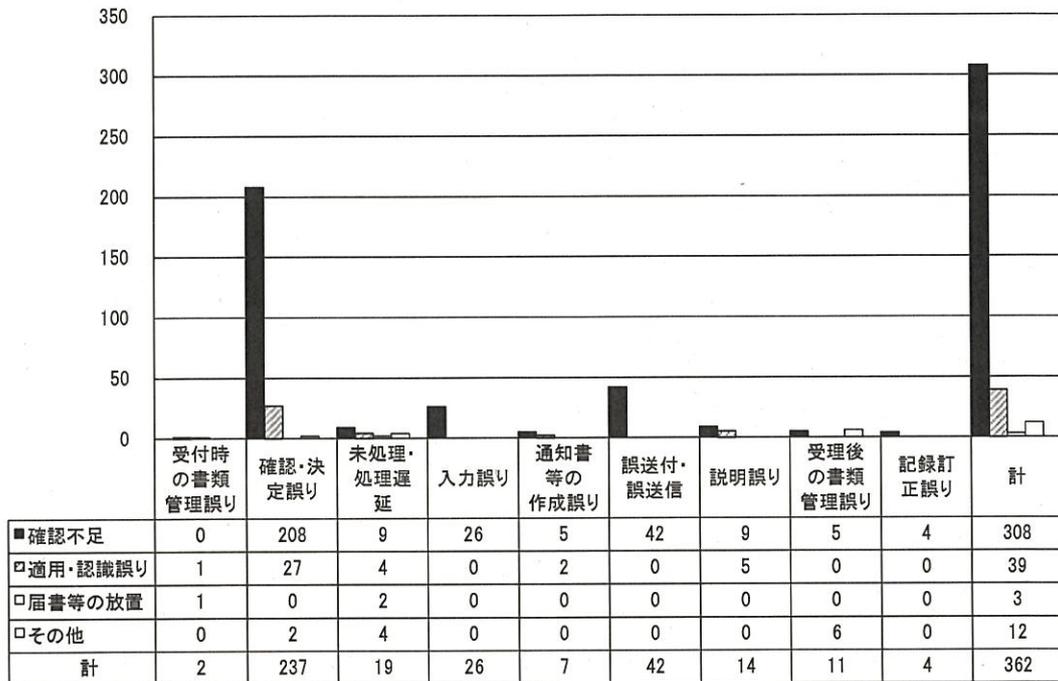
◀ 社会保険庁時代に発生 ▶

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を別掲した。

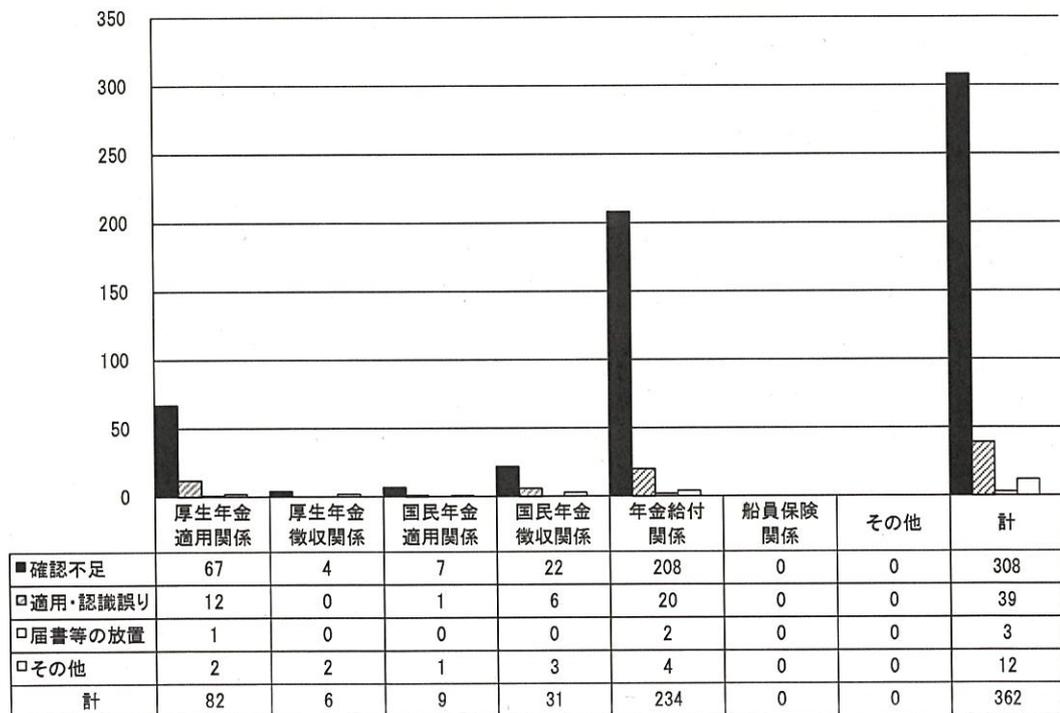
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



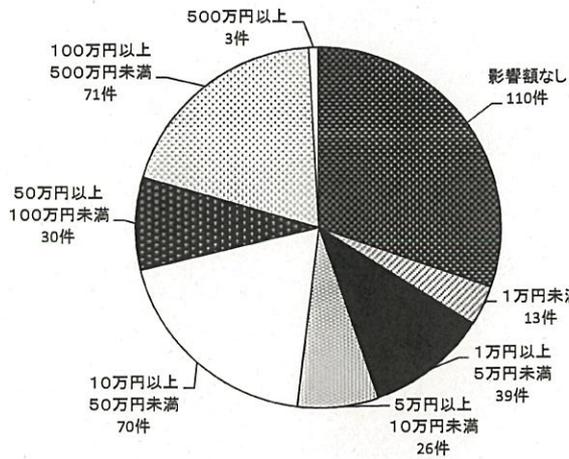
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

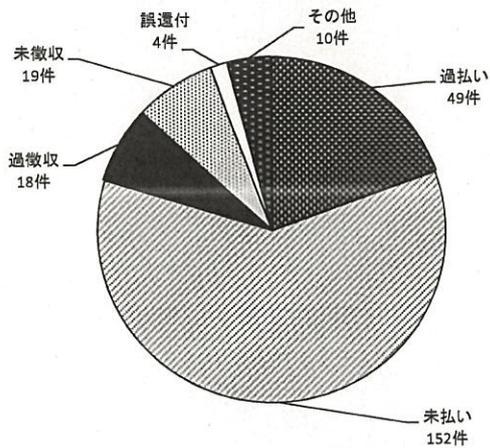


5 影響額別内訳



	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	その他	計
影響額なし	49	2	9	23	27	0	0	110
1万円未満	2	0	0	2	9	0	0	13
1万円以上 5万円未満	5	0	0	3	31	0	0	39
5万円以上 10万円未満	7	0	0	0	19	0	0	26
10万円以上 50万円未満	14	1	0	2	53	0	0	70
50万円以上 100万円未満	2	0	0	0	28	0	0	30
100万円以上 500万円未満	3	2	0	1	65	0	0	71
500万円以上	0	1	0	0	2	0	0	3
計	82	6	9	31	234	0	0	362

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額	平均金額
過払い	49件	29,167,224	595,249
未払い	152件	139,222,201	915,935
過徴収	18件	9,056,308	503,128
未徴収	19件	19,108,767	1,005,724
誤還付	4件	224,410	56,102
その他	10件	25,717,219	2,571,721
計	252件	222,496,129	882,921

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

未徴収と過払いがある件	1件	244,630
未徴収と未払いがある件	1件	2,167,244
未徴収と過徴収がある件	2件	1,845,563
過徴収と未払いがある件	1件	1,335,364
過払いと未払いがある件	4件	17,872,252
過払いと誤還付がある件	1件	2,252,166

7 判明契機別内訳

	件数	割合
内部	242件	66.9%
外部	120件	33.1%
計	362件	100.0%

8 システム事故

発生年月日	件名	対象者数	影響区分	総額(円)
2012年8月15日	70歳以降在職者の年金繰下げ請求にかかる過払い	16名	過払い	4,420,559
2015年9月25日	「第3号被保険者該当勸奨状」送付対象者の抽出誤り	1,338名	-	0

○日本年金機構の平成27年9月分の事務処理誤り一覧(1~32ページ)

- | | | |
|-------------------|-----|--------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1~74 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 11P | 整理番号 75~78 |
| 3. 国民年金適用関係 | 12P | 整理番号 79~85 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 13P | 整理番号 86~110 |
| 5. 年金給付関係 | 17P | 整理番号 111~321 |

○日本年金機構の平成27年9月分のシステム事故一覧(33ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2014年 8月5日	2015年 4月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○資格喪失届の入力結果を確認した際に、被保険者が75歳以上の方にもかかわらず資格取得の処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●資格取得を取消処理し、過徴収となった保険料は減額調整しました。また、誤って発行された保険証を回収しました。 ●担当部署において、入力後の警告リストのダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 2名	過徴収	106,306
2			石川	七尾	2015年 5月20日	2015年 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○郵送された資格取得届に添付された遅延理由書を、職員が仕分ける際に不要な書類と誤認し、廃棄していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●遅延理由書を再提出いただき、入力処理を行いました。 ●廃棄書類については施錠可能な保管場所に3ヶ月保管の上廃棄することとしました。 	1事業所 1名	-	0
3		入力誤り	和歌山	事務センター	2014年 1月8日	2014年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○協会けんぽから、健康保険証の再交付申請があった被保険者の健康保険資格について問合せがあり、資格取得届の処理時に適用区分の入力誤りにより、国民健康保険組合加入の被保険者として処理されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格取得の訂正処理を行い、健康保険証を発行しました。未徴収の保険料は、増額調整しました。 ●担当部署において、事務処理時の処理内容の確認を徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	未徴収	121,242
4			兵庫	東灘	2014年 9月17日	2014年 10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から、算定基礎届の未提出者に係る督促について問合せがあり、確認したところ、資格取得年月日の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格取得年月日の訂正処理を行い、保険料額を修正した納付書を送付しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	過徴収	900,473
5			東京	世田谷	2011年 2月4日	2015年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険組合から、加入の事業所に対し健康保険料の請求があることについて問合せがあり、新規適用の際、国保組合加入であることを見落としのまま、被保険者の資格取得を決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格の訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付処理を行いました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1名	過徴収	582,619
6			徳島	徳島南	2015年 2月2日	2015年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から、交付された健康保険証の性別に誤りがあると連絡があり、資格取得届処理時の性別の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、誤った保険証は回収しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1名	-	0
7			宮城	仙台東	2002年 4月5日	2015年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から、従業員に届いた住民票住所申出書の住所が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の住所欄の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●住所の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	-	0
8			東京	事務センター	2013年 4月10日	2015年 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所から、標準報酬月額について問合せがあり、標準報酬月額の入力誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。 ●委託業者に対して、入力後のダブルチェックを徹底するよう指示しました。 	1事業所	過徴収	240,303

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
9	資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2013年 9月2日	2014年 7月25日	○社会保険労務士から、事務を受託している事業所の算定基礎届に氏名が印字されていない被保険者がいるとの問合せがあり、障害認定により後期高齢者医療制度の被保険者に該当したため健康保険の資格喪失を処理した際、70歳未満であるにもかかわらず厚生年金資格を継続させる処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者が事業主及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格取得の処理を行い、未徴収の保険料は増額調整し、過払いの年金は内払調整を行いました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、同様の事務処理を行う時に十分注意するよう周知しました。	1事業所 1名	その他	244,630
10			愛知	事務センター	2015年 5月14日	2015年 6月26日	○事業所から保険料額について問合せがあり、国保組合脱退の処理時に、厚生年金記録は喪失処理後に取得処理をすべきところ、喪失処理を漏らしたまま取得処理を行ったため、厚生年金保険料が二重に徴収されていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失の処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、同様の事務処理を行う時に十分注意するよう周知しました。	1事業所	過徴収	338,381
11			愛知	事務センター	2015年 1月23日	2015年 6月29日	○機構本部から、脱退手当金を申請した方の厚生年金の加入記録について確認依頼があり、資格喪失届の審査時に資格喪失日が一年前であったにもかかわらず、その確認を行わなかったため、喪失日が誤って決定されたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失年月日訂正届を提出いただき、訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。また、脱退手当金の未払い分をお支払いしました。 ●担当部署において、今回の事象を説明し、審査時及び入力時に十分注意するよう周知しました。	1事業所 3名	その他	2,167,244
12			東京	事務センター	2015年 1月9日	2015年 4月23日	○年金事務所から、年金の支払いが停止されている受給者についての問合せがあり、確認したところ、70歳該当による厚生年金の資格喪失を処理する際、入力誤りにより、死亡による資格喪失として処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、未払いの年金はお支払いしました。 ●委託業者に対して、入力時のチェックを徹底するよう指示しました。	1名	未払い	363,550
13			北海道	事務センター	2014年 10月22日	2015年 6月11日	○協会けんぽから、資格喪失時の健康保険証回収について照会があり、確認したところ、資格喪失届の処理時に健康保険証が回収されていなかったにもかかわらず、回収済みとして入力処理していたことが判明しました。 ●記録の訂正処理を行い、健康保険証を回収しました。 ●委託業者に対して、入力時のチェックを徹底するよう指示しました。	1事業所 1名	-	0
14	被扶養者異動届の誤り	確認・決定誤り	福島	事務センター	2013年 7月5日	2014年 8月25日	○事業所から、健康保険被扶養者異動届を提出したにもかかわらず被保険者証が送付されないとの問合せがあり、定年再雇用による資格取得届の審査時に誤って再雇用前の被保険者整理番号を記入し入力したため、保険証が発行されていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所及び被保険者にお詫びの上説明しました。 ●届書の入力処理を行いました。 ●委託業者に対し、補正処理を行う届書の確認及び、入力時と決裁時の届書と処理結果リストの突合を徹底するよう指導しました。	1名	-	0
15			広島	事務センター	2010年 1月25日	2015年 4月14日	○事業所から、75歳になった被扶養者について扶養認定解除のお知らせが送られてきていないとの問合せがあり、被扶養者異動届の審査時に誤って再取得前の被保険者整理番号を記入したため、扶養認定されなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●事業所に確認したところ、扶養認定の条件に該当しないことが判明したため、被扶養者異動届の取消届を提出していただきました。 ●委託業者に対し、届書の内容の確認及び、入力時と決裁時の届書と処理結果リストの突合を徹底するよう指導しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
16	被扶養者異動届の誤り	入力誤り	岡山	岡山広域事務センター	2015年 4月22日	2015年 7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険労務士から、業務を受託している事業所の被扶養者について問合せがあり、被扶養者異動届の補正入力の際、扶養認定年月日を誤って入力したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●被扶養者記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所 1名	-	0
17	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	1987年 8月26日	2014年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○お客様から年金記録に係る確認申立書の提出があり、確認したところ、算定基礎届の標準報酬月額決定誤りが判明しました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未払いの年金について再計算を行いました。 ●担当部署において、事象について説明し、算定基礎届の正確な事務処理の徹底を周知しました。 	1事業所 1名	未払い	307,584
18			鹿児島	事務センター	1989年 9月1日	2014年 6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○機構本部から年金記録について照会を受け、確認したところ、算定基礎届の標準報酬月額決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未払いの年金についてお支払いしました。 ●担当部署において、審査時及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1名	未払い	1,109
19			岡山	岡山広域事務センター	2013年 8月12日	2014年 7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険労務士から、業務を受託している事業所の標準報酬月額について問合せがあり、年間報酬の平均で算定することの申立書の提出があるにもかかわらず、3か月平均で決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所	過徴収	104,172
20			宮城	大河原	2014年 7月22日	2015年 3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○協会けんぽから事業所に問合せの際に、定時決定調査時に報酬に含める手当の取扱いに誤りがあったため、算定基礎届の標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい内容の算定基礎訂正届を提出いただきました。 ●担当部署において、労務の対価となる報酬の取扱いについての資料を配布し、事務処理の徹底を周知しました。 	1事業所	未徴収	61,669
21			東京	品川	2013年 8月8日	2015年 4月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所からCDで提出された算定基礎届を処理した際、月額変更予定者についてエラーとなったにもかかわらず補正を漏らし、その後提出された月額変更届の処理の際にも、算定基礎届提出済としてエラーになり、結果として標準報酬月額の決定が誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、補正処理時には事業所への確認を徹底するよう周知しました。 	1事業所	未徴収	1,790,752
22			岡山	岡山広域事務センター	2014年 8月13日	2015年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○年金事務所において、前年度の定時決定の記録がない被保険者について確認を行った際、算定基礎届の審査時に内容に疑義が生じたにもかかわらず、事業所への確認を漏らした結果、従前の標準報酬月額で決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●入力処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時に疑義が生じた際の事業所への確認と、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。 	1事業所	未徴収	88,600
23				説明誤り	新潟	事務センター	2014年 10月頃	2014年 12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の担当者から問合せがあり、遡及して支払った残業手当の取扱いについて、社会保険労務士を通じて照会があった際の説明に誤りがあったため、事業所が算定基礎届の標準報酬月額の訂正を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●正しい内容の算定基礎訂正届を提出いただきました。 ●担当部署において、報酬の取扱いについて資料を配布し、事務処理の徹底を周知しました。 	1事業所

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
24	月額変更届の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2013年 10月25日	2014年 4月4日	○年金事務所から月額変更届の内容について問合せがあり、月額変更届の審査時に給与改定後の支払日の確認を漏らしたことにより、標準報酬月額を改定年月の決定誤りが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●改定年月の訂正処理を行い、未徴収の保険料については、保険料の増額調整を行いました。 ●担当部署において、届書の審査時に添付書類も含めて内容のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	未徴収	79,148
25			神奈川	平塚	2004年 10月8日	2015年 4月15日	○事務センターから照会があり、組合管掌事業所から提出された月額変更届の処理において、標準報酬等級に2等級以上の変更があるにもかかわらず1等級の変更と判断し、最高等級への等級変更の取扱いを誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
26	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	東京	上野	2012年 9月10日	2014年 7月25日	○社会保険労務士から、事務を受託している事業所の賞与記録について問合せがあり、賞与支払届を処理した際、賞与にかかる保険料は時効により徴収できないものとして未徴収だったことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●賞与記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、保険料の時効について周知・徹底しました。	1事業所 11名	未徴収	403,694
27			入力誤り	愛媛	事務センター	2015年 3月6日	2015年 4月21日	○事業所から保険料について問合せがあり、資格喪失届の入力後に提出された賞与支払届を処理するため、資格喪失記録を取り消したまま再入力の処理を漏らしたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失の処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、審査時に処理内容の流れがわかるように、ハードコピーなどを添付することを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収
28		和歌山	事務センター	2014年 5月16日	2014年 6月27日	○事業所から被保険者の資格について問合せがあり、資格喪失届の入力後に提出された賞与支払届を処理する際、資格喪失記録を取り消して賞与記録を入力したが、資格喪失の再入力を漏らしたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●資格喪失の処理を行い、過徴収の保険料は減額調整しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	過徴収	150,852	
29	厚生年金適用関係届書等の誤り	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2014年 1月17日	2014年 6月18日	○事業所から、標準報酬月額について問合せがあり、資格取得時の標準報酬月額を訂正処理する際、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額の訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時のチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	26,024
30			神奈川	平塚	2001年 4月26日	2015年 4月24日	○事業所から、従業員の記録について照会があり、遡及した資格取得届が提出された際、当該被保険者の保険料は時効により徴収できないとして未徴収だったことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明しました。 ●記録の訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時及び入力時の確認を周知しました。	1事業所	未徴収	261,900

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
31	厚生年金適用関係 届書等の誤り	入力誤り	大阪	天満	2015年 1月21日	2015年 4月8日	○二以上事業所勤務被保険者の記録を確認した際、70歳以上被用者該当届の入力時に事業所ごとの報酬額の合算を行わなかったため、在職老齢年金の支給停止がされず、年金額が過払いとなったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、過払いの年金額は内払調整を行いました。 ●担当部署において、審査時及び入力時にチェックシートにもとづくチェックを周知しました。	1名	過払い	23,408
32			北海道	旭川	1995年 11月29日	2015年 5月8日	○厚生年金基金加入事業所について確認した際、新規適用時に基金番号の入力誤りがあったため、厚生年金保険料の免除率が誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整を行いました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを周知しました。	1事業所	未徴収	57,560
33			福島	事務センター	2011年 10月5日	2015年 5月20日	○事業所調査の際、被保険者の介護保険料額が相違しているため確認したところ、被扶養者の介護保険適用除外をすべきにもかかわらず、被保険者の適用除外を入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、入力後のダブルチェックを周知しました。	1事業所	未徴収	117,768
34	二以上事業所勤務者の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2014年 6月10日	2014年 7月24日	○事業所から保険料額について問合せがあり、二以上事業所勤務被保険者の記録を事業所の所在地変更に伴い新たに登録する際に、当該事業所の新規適用年月日を所在地変更日で入力したことにより、保険料が未徴収となったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●標準報酬月額訂正処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、審査時の確実なチェック及び疑義のある際のマニュアル等で確認を徹底するよう、周知しました。	1事業所	未徴収	40,432
35		入力誤り	石川	七尾	2015年 5月13日	2015年 6月4日	○二以上事業所勤務者に係る算定基礎届の帳票を作成する際、二以上勤務者の資格取得届処理時に二以上勤務者としての登録を漏らしていたため、これまでの保険料を過徴収していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●記録の訂正処理を行い、過徴収の保険料は充当処理しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者に係る事務処理手順の再確認と手作業時のチェックの徹底を周知しました。	1事業所	過徴収	212,165
36	厚生年金適用関係 届書等の処理漏れ	未処理・処理遅延	神奈川	事務センター	2014年 7月29日	2015年 2月17日	○事務所内の整理を行っていた際、壁の隙間に月額変更届が挟まっており、確認したところ、未処理であることが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書の入力処理を行い、未徴収の保険料は増額調整しました。 ●担当部署において、クリアデスクをはじめとする、作業場所の整理を行うよう周知しました。また、バーコードの分割が必要な場合は、クリアファイルに入れて分割処理を行うことを徹底しました。	1事業所	未徴収	89,505
37		受付時の書類 管理誤り	群馬	高崎広域 事務センター	2015年 1月20日	2015年 4月7日	○受付進捗管理システムにより届書の処理状態を確認した際、70歳以上被用者賞与支払届を保留したまま未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所、社会保険労務士及びお客様にお詫びの上説明しました。 ●入力処理を行い、過払いの年金額は内払調整しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる書類管理の再徹底を周知しました。	2事業所 2名	過払い	69,434
38			広島	事務センター	2015年 4月10日	2015年 5月22日	○事業所から保険料について問合せがあり、特定記録郵便により資格喪失届を受け付けた後、机横の隙間に落ちたことに気付かず、未処理となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●入力処理を行いました。 ●担当部署において、特殊郵便受領時の受付簿の作成による書類管理の再徹底を周知しました。	1事業所	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
39	厚生年金適用関係 届書等の処理漏れ	受理後の書類 管理誤り	奈良	大和高田	2015年 3月26日	2015年 4月9日	○事業所から、資格取得届を提出したが健康保険証が送付されないとの申し出があり、確認したところ、資格取得届の紛失が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、書類管理の再徹底及びシュレッターの使用禁止を周知しました。	2事業所 3名	-	0	
40			大阪	吹田	2015年 4月3日	2015年 5月1日	○事業所から、資格取得届を提出したが健康保険証が送付されないとの申し出があり、確認したところ、資格取得届の紛失が判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる書類管理の再徹底を周知しました。	1事業所 1名	-	0	
41			大阪	天王寺	2014年 11月5日	2014年 11月6日	○事務センターから、回付されてきた届書の件数が相違しているとの問合せがあり、資格喪失届を年金事務所で紛失したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、書類管理の再徹底及びシュレッターの使用禁止を周知しました。	1事業所 1名	-	0	
42			東京	文京	2011年 1月頃	2015年 6月5日	○事務センターから、被保険者の賞与記録が厚生年金基金の賞与記録と相違しているとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届の一部未入力があり、当時の届書等を調査しましたが、賞与支払届の一部を紛失していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。 ●入力処理を行い、決定通知書を事業所に送付しました。 ●担当部署において、届書の管理を徹底し、未処理の届書は随時状態を確認するよう周知しました。	1事業所	未徴収	176,947	
43			千葉	船橋	2015年 4月13日	2015年 4月21日	○年金事務所から回付された厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書が届かないとの問合せが事務センターからあり、年金事務所における届書の紛失が判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●お客様からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる書類管理の再徹底を周知しました。	1名	-	0	
44			東京	八王子	2015年 4月22日	2015年 5月19日	○未処理となっている届書の確認を行ったところ、住所変更届を受付後紛失したことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●事業所からあらためて届書を提出いただき、入力処理を行いました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムによる書類管理の再徹底を周知しました。	1事業所 1名	-	0	
45			未処理・処理遅延	大阪	城東	2014年 10月2日	2015年 3月10日	○事業所から、年金事務所に送付した雇用保険関係届書について問合せがあり、管轄の公共職業安定所への回付漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●届書を公共職業安定所へ回付しました。 ●担当部署において、受付時の書類の仕分けのチェックリストを作成し周知しました。	1事業所 4名	-	0
46				宮城	仙台北	2014年 9月29日	2015年 5月18日	○二以上事業所勤務者の保険料の確認を行ったところ、二以上事業所勤務者に係る健康保険料の改定処理を行った際、被保険者2名の保険料の登録漏れが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●過徴収の保険料は還付処理を、未徴収の保険料は増額調整を行いました。 ●担当部署において、事務処理及び決裁時の確認を徹底するとともに、他課への連絡を確実にを行うことを周知しました。	4事業所	その他	1,571,801

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
47	厚生年金適用関係 通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	岡山	岡山広域 事務センター	2014年 11月17日	2014年 11月18日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の決定通知書が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、今後返信用封筒が添付されている場合は、封筒に事業所整理記号を記載し、届書と封筒をホチキスで止めたうえでクリアファイルに入れることとしました。	1事業所 1名	—	0
48			広島	事務センター	2015年 3月13日	2015年 3月16日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の被扶養者異動届(副)が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 3名	—	0
49			福島	事務センター	2015年 4月8日	2015年 4月10日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の決定通知書が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所の業務を受託している社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者に対して、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 3名	—	0
50			愛媛	事務センター	2015年 4月16日	2015年 4月20日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の決定通知書が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所の業務を受託している社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者に対し、作業手順の再確認を行うとともに、社会保険労務士宛での返信用封筒が添付されている場合の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所 1名	—	0
51			香川	事務センター	2015年 4月27日	2015年 4月28日	○事業所から、他の事業所の被扶養者異動届(副)が送付されたとの問合せがあり、A事業所に送付した書類に本来B事業所に送付する異動届(副)が混入していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	—	0
52			京都	事務センター	2015年 5月1日	2015年 5月7日	○事業所から、他の事業所の被扶養者異動届(副)が送付されたとの問合せがあり、A事業所に送付した書類に本来B事業所に送付する異動届(副)が混入していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から封入・封緘時のチェック項目を変更するなど再発防止策の報告がありました。	2事業所 3名	—	0
53			京都	事務センター	2015年 5月14日	2015年 5月15日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の被扶養者異動届(副)が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から封入・封緘時のチェック項目を変更するなど再発防止策の報告がありました。	2事業所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
54	厚生年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2015年 5月26日	2015年 5月27日	○事業所から、他の事業所の決定通知書や年金手帳が送付されたとの問合せが2件あり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から封入・封緘時のチェック項目を変更するなど再発防止策の報告がありました。	4事業所 2名	—	0
55			京都	事務センター	2015年 6月12日	2015年 6月15日	○事業所から、他の事業所の被扶養者異動届(副)が送付されたとの問合せがあり、A事業所に送付した書類に本来B事業所に送付する異動届(副)が混入していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から封入・封緘時のチェック項目を変更するなど再発防止策の報告がありました。	2事業所 6名	—	0
56			山形	米沢	2015年 6月22日	2015年 6月23日	○事業所から、他の事業所の健康保険被保険者適用除外承認通知書が送付されたとの問合せがあり、A事業所に送付した書類に本来B事業所に送付する除外承認通知書が混入していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時にマニュアルにのっとった確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 3名	—	0
57			愛媛	事務センター	2015年 6月24日	2015年 6月25日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の決定通知書が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 459名	—	0
58			広島	事務センター	2015年 7月9日	2015年 7月10日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の決定通知書が送付されたとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、委託業者へ引き渡す作業物について内容の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 16名	—	0
59			滋賀	事務センター	2015年 7月13日	2015年 7月16日	○事業所から、送付されてきた標準報酬決定通知書に他社の通知書が混入しているとの問合せがあり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した通知書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 10名	—	0
60			群馬	高崎広域 事務センター	2014年 11月26日	2014年 11月27日	○事業所から、送付された賞与支払届に他社の賞与支払届が混入しているとの連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した賞与支払届を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、作業の進捗管理を徹底し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	27事業所	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
61	厚生年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	香川	普通寺	2015年 5月28日	2015年 5月29日	○事業所から、従業員ではない者の社会保険資格喪失証明書が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●全体朝礼において所長から、封入・封緘作業はマニュアルに基づいて入念に確認すること及び、行為者に対しては所長から個別研修を実施しました。	2事業所 1名	-	0
62			神奈川県	相模原	2015年 6月3日	2015年 6月4日	○事業所から、他社が提出した、公的機関あての申請書が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、添付された書類を届書から外す際はどの届書から外したかがわかるようにすること、事業所名が明記されていない書類については送付先の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	-	0
63			宮城	事務センター	2015年 6月9日	2015年 6月10日	○事業所から、送付されてきた厚生年金保険被用者一覧表に他社分が混入していると連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した書類を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、処理フローの見直しや注意ポイントの追加など再発防止の報告書の提出がありました。	1事業所 1名	-	0
64			埼玉	事務センター	2015年 6月8日	2015年 6月11日	○算定基礎届の封入作業中に、すでに送付した算定基礎届の中で、別事業所の算定基礎届を混入させたまま送付したものが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所 3名	-	0
65			高知	事務センター	2015年 6月12日	2015年 6月24日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の算定基礎届が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から改善報告書の提出がありました。	2事業所	-	0
66			香川	事務センター	2015年 6月16日	2015年 6月30日	○事業所から、他の事業所の賞与支払届が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から事故報告と再発防止策の提出がありました。	1事業所 3名	-	0
67			神奈川県	事務センター	2015年 7月9日	2015年 7月14日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の70歳以上被用者賞与支払届が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した届書を回収し、本来送付する社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から改善報告書の提出がありました。	1事業所 1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
68	厚生年金適用関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	和歌山	事務センター	2014年 7月23日	2014年 7月24日	○社会保険労務士から別の社会保険労務士宛での年金手帳が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した手帳を回収し、本来送付する社会保険労務士にお渡ししました。 ●担当部署において、送付先の社労士コードや氏名を記載した封筒の添付をやめ、委託業者宛先を確認した上で発送作業を行う仕組みに変更しました。	1事業所 2名	—	0
69			東京	渋谷	2014年 12月2日	2014年 12月9日	○事業所から、従業員ではない者の年金手帳が送付されたとの問合せがあり、送付状作成時に事業所整理記号を見誤ったことにより別事業所に送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。 ●誤って送付した手帳を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
70			京都	事務センター	2015年 4月6日	2015年 4月8日	○事業所から、送付されてきた決定通知書に従業員ではない者の年金手帳が同封されていると連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導し、委託業者から発送作業のフローを一部見直す内容の改善報告書の提出がありました。	1事業所 1名	—	0
71			広島	事務センター	2015年 4月8日	2015年 4月9日	○事業所から、送付されてきた決定通知書に従業員ではない者の年金手帳が同封されていると連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した手帳を回収し、本来送付する事業所にお渡ししました。 ●委託業者に対し、封入・封緘時に決定通知書に記載のある被保険者かどうか一件ずつ徹底するよう指導しました。	2事業所 5名	—	0
72			東京	八王子	2015年 6月15日	2015年 6月22日	○社会保険労務士から、業務を受託していない事業所の年金手帳が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士及び事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した手帳を回収し、本来送付する社会保険労務士に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時にマニュアルにのっとり確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	—	0
73			東京	事務センター	2015年 7月7日	2015年 7月14日	○社会保険労務士から、業務を受託している事業所の従業員ではない者の年金手帳が送付されてきたと連絡があり、誤送付が判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した手帳を回収し、本来送付する事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所 1名	—	0
74	厚生年金適用関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	静岡	浜松東	2015年 5月15日	2015年 5月18日	○事業所から、窓口で他の事業所の月額変更届を返戻されたとの連絡があり、誤交付が判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤ってお渡しした届書を回収しました。 ●担当部署において、受付窓口において届書を受理した場合は事業所ごとにクリアファイルに入れることを徹底しました。また、届書を返戻する場合は、一枚ずつお客様と一緒に確認することを朝礼で周知しました。	1事業所 1名	—	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
75	二以上事業所勤務届の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2011年 3月21日	2014年 10月20日	<p>○二以上事業所勤務者の保険料の確認作業の際、二以上事業所勤務者がいない事業所に対し保険料が発生しており、保険料額を誤って登録していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●過徴収の保険料は還付処理しました。</p> <p>●担当部署において、二以上事業所勤務者に係る事務処理手順の再確認と手作業時のチェックの徹底を周知しました。</p>	1事業所	過徴収	4,315,714
76	差押の誤り	確認・決定誤り	群馬	太田	2011年 8月25日	2014年 11月19日	<p>○滞納処分の認可を受けないまま、一部の滞納月を対象に差押を行っていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所に状況を説明し了承を得ました。</p> <p>●差し押さえた分の保険料を還付処理し、還付金請求権を他の月の延滞金に充当処理しました。</p> <p>●担当部署において、差押時の事務処理手順について確認の徹底を周知しました。</p>	1事業所	未徴収	3,083,185
77	口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	福島	郡山	2015年 5月21日	2015年 6月16日	<p>○事業所から、保険料の口座振替が行われていないとの連絡があり、確認したところ、事業所の所在地変更による年金事務所の管轄変更の際、口座振替記録が引き継がれていなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●口座振替記録の入力処理しました。</p> <p>●担当部署において、口座振替記録の引継ぎに係る事務処理手順の再確認の徹底を周知しました。</p>	2事業所	-	0
78	保険料調査・決定時の誤り	未処理・処理遅延	兵庫	東灘	2013年 12月19日	2014年 11月4日	<p>○滞納事業所の保険料額について確認した際、2年以上遡及した届書について徴収担当部署への引継ぎを漏らしたことにより、保険料額の変更が登録されず、誤った決定がされていたことが判明しました。</p> <p>●保険料額の訂正処理を行い、通知書を送付して事情を説明しました。</p> <p>●担当部署において、2年以上遡及届書について連絡簿を用いて引継ぎを徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	-	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
79	国民年金任意加入 申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	姫路	2013年 11月7日	2015年 5月28日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入の資格取得処理を行う際に、20歳前の厚生年金被保険者期間を算入し、誤った資格喪失予定年月日を登録していたため、老齢基礎年金を満額にするための月数が不足していたこと、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。</p> <p>●担当部署において、任意加入の資格喪失日を計算する際はダブルチェックを徹底するよう周知しました。</p>	1名	-	0
80	国民年金資格喪失 届の誤り	確認・決定誤り	静岡	三島	2013年 7月1日	2014年 7月11日	<p>○お客様から問合せがあり、市役所が誤って国民年金居所未登録報告を行ったため、国民年金の資格が喪失となり、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、前納保険料を領収することで了承を得ました。</p> <p>●訂正処理を行い前納保険料を領収しました。</p> <p>●市役所から、居所未登録報告の際は複数人でのチェックを徹底し、再発を防止するとの報告がありました。</p>	1名	-	0
81	国民年金適用関係 通知書の誤り	通知書等の作成誤り	兵庫	事務センター	2015年 4月17日	2015年 4月20日	<p>○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者種別変更通知書の未提出確認年月日を平成27年と記載すべきところ、平成26年と記載していたことが判明しました。</p> <p>●お客様にお詫び文書及び正しい通知書を送付しました。</p> <p>●担当部署において、通知書を作成する際の年度の入力規制を行い、年度の記載誤りを防止するとともに、決裁時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1696名	-	0
82	国民年金適用関係 書類の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台南	2014年 5月19日	2014年 5月22日	<p>○お客様から問合せがあり、年金手帳を2名のお客様に送付する際、送付先を互い違いにしていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。</p> <p>●担当部署において、複数人による送付物の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	-	0
83			大阪	市岡	2014年 11月7日	2014年 11月11日	<p>○事業所から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届に添付されていた年金手帳を返送する際、別の事業所に返送していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、個人情報に漏えいしたお客様については基礎年金番号を変更することで了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した年金手帳を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。</p> <p>●基礎年金番号の変更処理を行いました。</p> <p>●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所 1名	-	0
84			愛知	岡崎	2015年 3月20日	2015年 3月25日	<p>○お客様から連絡があり、被保険者記録照会票を送付する際、誤って別人に返送する予定であった国民年金被保険者関係届書を混入させていたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。</p> <p>●誤って送付した届書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。</p> <p>●担当部署において、封緘作業専用場所において作業し、読み上げ確認を行っていたにもかかわらず発生したことから、基本動作を再徹底するとともに、案件ごとにクリアファイルにより管理することを徹底しました。</p>	1名	-	0
85			東京	事務センター	2015年 4月頃	2015年 6月8日	<p>○お客様から連絡があり、委託業者が国民年金適用勸奨状をお客様に送付する際、別人に送付していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が誤って送付されたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。本来送付すべきであったお客様とは連絡が取れなかったため、お詫びの文書を送付しました。</p> <p>●誤って送付した勸奨状を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。</p> <p>●委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう改善報告書の提出がありました。</p>	1名	-	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明日月	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
86	クレジットカード納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	滋賀	草津	2014年 3月17日	2014年 4月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書を受け付けた際に、半年前納の締切日を過ぎていたため、毎月納付となる旨を伝えていたにもかかわらず、誤って半年前納として処理したことにより、クレジットカードの立替払いがされなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●納付書で保険料を領収しました。 ●担当部署において、クレジットカード納付に係るスケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
87			福岡	八幡	2013年 7月2日	2014年 5月30日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料クレジットカード納付申出書を処理した際に、配信されたエラーの確認を漏らしていたことにより、クレジットカードによる1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い1年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、クレジットカードのエラーが配信された際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
88	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2014年 11月28日	2015年 6月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの記載を誤ったため、口座振替による前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、前納ができなかった保険料についてはお客様から納付書で納付するとの申出があったため、納付書で保険料を領収しました。 ●委託業者に対して、金融機関コードを記載する際のチェックを徹底するよう依頼しました。	1名	過徴収	100
89			神奈川	事務センター	2015年 3月24日	2015年 5月7日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、金融機関コードの記載を誤ったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、金融機関コードを記載する際のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	—	0
90			千葉	事務センター	2015年 4月23日	2015年 5月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受け、複数のお客様の緊急停止依頼をまとめて行う際、一部のお客様の緊急停止依頼が漏れ、保険料が引き落とされていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を還付することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い保険料を還付しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止依頼の際のチェックを徹底するよう周知しました。	9名	過徴収	1,419,830
91			兵庫	事務センター	2014年 12月26日	2015年 5月22日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を処理する際に、新規入力すべきであったにもかかわらず、変更入力として処理を行ったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替の変更の際の確認事項について周知徹底しました。	1名	—	0
92			茨城	水戸北	2013年 3月27日	2013年 7月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書を受け付けた際、インターネットバンクによる口座振替ができないことや1年前納の説明を漏らしたため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い1年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書を受理する際のチェック項目、インターネットバンクによる口座振替はできないことについて周知徹底しました。	1名	—	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
93	国民年金保険料口座振替納付(変更)・辞退申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	事務センター	2015年 3月10日	2015年 6月1日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付変更申出書在处理する際に、口座番号と名義人が現在の口座と相違しているにもかかわらず、金融機関への送付は不要として処理を行ったため、口座振替による2年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、2年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い2年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替申出書の審査についてダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
94		入力誤り	神奈川	横浜南	2014年 11月28日	2015年 3月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付申出書在处理する際に、お客様の氏名を誤って入力したため、口座振替ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、口座振替を開始するまでの保険料は納付書で納付していただくことで了承を得ました。 ●訂正処理を行いました。 ●担当部署において、複数人でのチェックを徹底するよう周知しました。	1名	-	0
95	国民年金保険料免除申請書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	尼崎	2015年 3月9日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除申請書を返戻する際に、必要な書類が添付されていたにもかかわらず、添付書類不足として返戻していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●免除の処理を行い承認通知書を送付しました。 ●担当部署において、書類を返戻する際は、内容について複数人で確認を行うよう周知徹底しました。	1名	-	0
96		通知書等の作成誤り	大阪	事務センター	2014年 10月10日	2014年 11月13日	○市役所から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料免除申請書の免除期間を誤って処理したため、誤った期間で承認通知書が送付されていたことが判明しました。 ●訂正処理を行い、正しい通知書をお詫び文書と合わせて送付しました。 ●委託業者から免除始期の確認を徹底する旨の報告がありました。	42名	-	0
97	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	山口	事務センター	2014年 8月29日	2014年 12月15日	○お客様から問合せがあり、特別一時金を支給しているため、国民年金保険料の還付ができない期間について、還付請求書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い還付請求書を回収しました。 ●担当部署において、過誤納者整理票に記載された還付不要の表示の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
98			高知	事務センター	2014年 12月25日	2015年 1月7日	○担当部署から国民年金保険料納付済期間の取扱いについて機構本部に協議依頼を行っていたため、保険料の還付を保留していたにもかかわらず、グループ間の連携不足により、誤って保険料を還付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●協議の結果、保険料を還付しないこととなったため、誤って還付した保険料を返納していただき、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、協議依頼を行っている案件について、関係部署との情報共有を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	16,380

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
99	国民年金後納保険料納付申込書の誤り	確認・決定誤り	大阪	枚方	2014年 11月18日	2014年 12月18日	○事務センターから連絡があり、国民年金後納保険料納付申込書を受け付けた際、合算対象期間を二重に計算したため、後納保険料を納付しても受給権を満たさないにもかかわらず、納付書を発行し、後納保険料を領取していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、後納保険料を還付することです承を得ました。 ●訂正処理を行い後納保険料を還付しました。 ●担当部署において、後納保険料申込時には、受給権の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	280,910
100		説明誤り	秋田	秋田	2014年 12月24日	2015年 1月29日	○事務センターから年金請求書の返戻があり、任意加入期間として国民年金保険料を領取できる期間について、誤って後納を案内し保険料を領取していたため、受給権の発生が遅くなってしまったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、後納記録を取り消し、納付された後納保険料は任意加入期間に充当することです承を得ました。 ●担当部署において、受給資格を満たすための後納や任意加入について、確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
101	国民年金延滞金納付書の誤り	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	2014年 6月6日	2015年 7月21日	○延滞金定例納付書発行一覧表を確認していたところ、差押解除の入力処理を漏らしたことにより、本来の延滞金の金額より定額の調停を行って納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●訂正処理を行い、正しい延滞金の納付書を送付しました。 ●担当部署において、差押管理簿での管理を徹底し、入力処理を漏らさないよう周知徹底しました。	1名	未徴収	18,050
102	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	兵庫	三宮	2014年 10月29日	2015年 1月30日	○お客様から、国民年金保険料の継続免除審査を希望せず、保険料を納付する旨の申出があり納付書を作成した際、国民年金保険料全額免除・若年者納付猶予継続申請取下申出書を受理することを漏らしたことにより、継続免除が承認され保険料が還付されていたうえに、1年前納ができなかったことがお客様からの問合せで判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、誤って還付した保険料を領収し、前納の取扱いのままとすることです承を得ました。 ●担当部署において、継続免除審査対象者から納付申出があった場合は、継続審査処理が終了するまでは、継続申請取下申出書の提出が必要であることを周知徹底しました。	1名	誤還付	136,510
103		通知書等の作成誤り	京都	京都南	2014年 12月16日	2015年 1月30日	○事務センターから連絡があり、お客様からの納付書依頼により、納付書を手作成処理した際、金額を誤って作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤った金額で領収した保険料を還付し、改めて正しい納付書で保険料を納付していただきました。 ●担当部署において、手作成した納付書を送付する際は保険料額の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	30
104	国民年金保険料追納申込書の誤り	説明誤り	大阪	東大阪	2015年 2月10日	2015年 3月6日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料追納申込書を受け付けた際、免除期間より前の学生納付特例の期間の確認を漏らしたことにより、お客様に案内した追納可能期間が誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、追納申込を受けた際は、加入記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
105	国民年金徴収関係書類等の処理漏れ	未処理・処理遅延	兵庫	姫路	2013年 12月9日	2014年 3月3日	○お客様から問合せがあり、国民年金付加保険料納付書の発行スケジュールの確認不足により、納付書が自動作成されると誤認し、付加保険料の納付書の作成を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い、付加保険料を領収しました。 ●担当部署において、納付書の発行スケジュールについて周知し、複数人での確認を行うよう徹底しました。	3名	—	0
106			福岡	八幡	2014年 4月9日	2014年 5月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の口座振替の緊急停止依頼を受けた後、再開処理を漏らしていたため、口座振替による1年前納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議し、1年前納保険料を領収することで了承を得ました。 ●訂正処理を行い1年前納保険料を領収しました。 ●担当部署において、口座振替の緊急停止を行った際は、緊急停止管理簿による再開処理の管理を徹底するよう周知しました。	2名	—	0
107			福岡	福岡広域 事務センター	2012年 3月5日	2015年 6月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者が国民年金保険料免除申請書の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●免除却下処理を行い、通知書を送付しました。 ●委託業者に対し、届書の処理前、処理後の件数の確認を徹底するよう指導しました。	1名	—	0
108			受取後の書類管理誤り	神奈川	川崎	2015年 3月23日	2015年 6月4日	○受付進捗管理システムで未処理の届書を確認したところ、お客様から提出のあった国民年金保険料免除納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●申請書を再提出していただき処理を行いました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく書類の管理を徹底するよう周知しました。	1名	—
109	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	京都	事務センター	2015年 3月30日	2015年 4月3日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書の控えをお客様に送付する際、別人の口座振替申出書の控えを混入し、送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した申出書控えを回収し、本来送付すべきお客様にお渡ししました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
110			静岡	事務センター	2015年 5月22日	2015年 5月25日	○お客様から連絡があり、国民年金保険料口座振替納付申出書をお客様に返戻する際、別人の口座振替申出書を混入し、送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ●誤って送付した申出書を回収し、本来送付すべきお客様に送付しました。 ●担当部署において、マニュアルに基づく封入・封緘作業を徹底するよう周知しました。	1名	—	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
111	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	新潟	新発田	1983年 6月頃	2014年 2月4日	○再裁定の審査時に、合算対象期間の確認不足による受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給権発生年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	397,488
112			山口	山口	1991年 4月17日	2014年 6月24日		1名	未払い	124,300
113			大阪	事務センター	2013年 11月28日	2014年 9月8日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の取扱いの確認不足により、受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しましたが、過払いとなった年金の返納については理解が得られませんでした。訂正を行い返納金納入告知書を送付しました。 ●担当部署において合算対象期間の取扱いについて説明し、確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,226,624
114			北海道	札幌北	2012年 6月14日	2014年 7月25日		○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が特別支給の老齢厚生年金の請求書を受け付けた際に、障害状態の確認不足から、障害者特例の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。障害者特例請求書を受け付けし、特別支給の老齢厚生年金の請求日に障害者特例を請求したものと改定処理を行いました。正しい年金の支払が行われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い
115	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	刈谷	2002年 7月4日	2013年 5月30日	○年金記録調査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の第四種被保険者期間の削除漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、第四種被保険者期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名	過払い	1,257
116			愛知	瀬戸	1989年 6月頃	2013年 11月19日		1名	過払い	132,192
117			東京	世田谷	2007年 8月2日	2014年 8月15日		1名	過払い	112,232
118			東京	渋谷	1992年 2月5日	2014年 10月14日		1名	過払い	78,448
119			東京	渋谷	1982年 6月頃	2014年 10月31日		1名	過徴収	15,164
120			千葉	千葉	1991年 6月27日	2015年 1月5日		1名	過払い	203,696
121			千葉	千葉	1997年 9月4日	2015年 1月16日		1名	過払い	612,266
122			高知	事務センター	1976年 8月2日	2015年 3月24日		1名	過徴収	12,548
123			北海道	砂川	1992年 6月4日	2015年 4月20日		1名	過払い	14,613
124			北海道	札幌西	1987年 2月28日	2015年 5月28日		1名	過払い	14,735

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
125	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1991年 12月23日	2012年 11月19日	○再載定の審査時又は機構本部や事務センター、年金事務所からの連絡により、共済組合加入期間確認通知書等の確認不足による共済加入期間の算入誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,133,084	
126			大阪	堺西	2001年 11月8日	2014年 1月14日		1名	未払い	23,497	
127			長野	飯田	1990年 3月9日	2014年 1月24日		1名	未払い	66,431	
128			青森	弘前	2002年 9月12日	2014年 3月18日		1名	過払い	2,049,879	
129			栃木	宇都宮東	1994年 6月30日	2014年 6月19日		1名	過払い	45,345	
130			北海道	札幌西	2000年 5月11日	2014年 8月20日		1名	過払い	304,031	
131			北海道	室蘭	1999年 5月17日	2014年 10月7日		1名	未払い	20,087	
132			栃木	栃木	1990年 2月22日	2014年 11月25日		1名	未払い	46,574	
133			山口	山口	1993年 11月4日	2015年 2月12日		1名	未払い	155,650	
134			東京	世田谷	2008年 5月15日	2015年 3月26日		1名	過払い	3,333	
135			北海道	事務センター	2014年 12月24日	2015年 7月15日		1名	未払い	39,841	
136			東京	杉並	1997年 4月1日	2015年 3月26日		○共済組合からの照会により、共済組合へ移管済みの厚生年金被保険者期間をお客様の年金記録に含めたまま遺族年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録及び共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,553,370
137			栃木	宇都宮東	2002年 12月5日	2014年 9月9日		○機構本部から連絡があり、旧農林共済組合期間の取扱いを誤り、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日を旧農林共済の厚生年金保険への統合日とすべきところ、誤って65歳到達日で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。ブロック本部に取扱いを協議し記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,266
138			老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	神奈川	平塚		1991年 2月1日	2014年 3月27日	○年金事務所から連絡があり、高齢任意加入をしなくても老齢年金の受給資格を満たしているにもかかわらず、誤って受給権を満たしていないと説明し高齢任意加入の手続きを案内したため、保険料が納め過ぎとなっていること、老齢年金給付額に過徴収された保険料分が反映されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。お客様に年金の返納のお願いを行うとともに、過徴収となった保険料の還付処理を行いました。 ●担当部署において、通算対象期間の有無等、年金記録を十分確認するよう徹底しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
139	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	2004年 10月7日	2014年 12月15日	○年金請求書の審査時又は機構本部や街角の年金相談センターからの連絡により、本来、任意加入期間のため国民年金の免除期間とはならないところ、老齢年金の裁定の際に免除期間としたまま老齢年金を決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正しました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において説明し、任意加入期間や受給要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	35,195		
140			千葉	幕張	1997年 5月10日	2015年 2月10日		1名	過払い	82,292		
141			大阪	事務センター	2015年 3月12日	2015年 3月19日		1名	-	0		
142			高知	事務センター	2010年 2月4日	2015年 3月23日		1名	過払い	2,150		
143			岩手	二戸	1980年 11月頃	2014年 2月13日		○年金記録調査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時の戦時加算記録の登録誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し、記録の訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、請求書の受付の際には戦時加算記録の確認を確実にを行うよう周知徹底しました。	1名	未払い	879,502	
144			茨城	事務センター	1981年 8月25日	2014年 6月17日	1名		未払い	260,266		
145			岐阜	岐阜北	1988年 9月1日	2014年 10月7日	1名		未払い	1,798,272		
146			高知	高知東	1988年 10月頃	2014年 12月10日	1名		未払い	2,154,093		
147			大阪	貝塚	1984年 10月1日	2014年 12月12日	1名		過払い	82,175		
148			大分	大分	1972年 1月頃	2015年 2月27日	1名		未払い	42,697		
149			北海道	事務センター	2014年 10月10日	2015年 3月18日	1名		未払い	529,116		
150			北海道	札幌北	1998年 6月11日	2014年 4月10日	○年金相談時又は要再裁定者リストの点検時に、第3号被保険者期間が不整合のまま老齢基礎年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、夫婦双方の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。		1名	過払い	563,244	
151			大阪	事務センター	2014年 8月14日	2015年 1月19日			1名	過払い	15,341	
152					秋田	秋田	1992年 10月9日		2013年 10月29日	○機構本部から連絡があり、60歳到達前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生するお客様に対して、任意加入対象者のため国民年金第3号被保険者にも該当しなくなると判断し、国民年金第3号被保険者資格喪失処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部に取扱いを協議し記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において事象を説明し、国民年金第3号被保険者の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
153					山梨	大月	2014年 11月28日	2014年 12月11日	○年金事務所から連絡があり、記録訂正により過誤納となった保険料を本来未納期間に充当すべきところ、還付されるものと誤認し本来必要のない後納をさせていたことにより、老齢年金の受給権発生日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお詫びの上説明し訂正処理を行いました。過徴収となった保険料の還付処理を行うとともに、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、過誤納保険料の充当処理について周知徹底しました。	1名	その他	1,335,364
154			京都	京都南	1982年 2月18日	2014年 11月18日	○機構本部から連絡があり、通算老齢年金の失権処理を行い老齢年金を新たに裁定する際に、厚生年金被保険者記録の一部を漏らしたまま裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	91,638		
155			滋賀	事務センター	1985年 2月7日	2014年 12月22日		1名	未払い	58,725		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
156	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	帯広	1999年 7月3日	2014年 3月12日	○事務センターから連絡があり、配偶者の厚生年金保険の資格取得と併せて健康保険の被扶養者に認定されているにもかかわらず、誤って第3号被保険者資格取得の取消処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において事象を説明し、年金請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	98,177
157			大阪	事務センター	2014年 3月27日	2014年 4月8日	○事務センターから連絡があり、国民年金任意加入被保険者の資格喪失処理を行う際に、資格喪失日を誤って登録したまま裁定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。あらためて裁定を行い正しい年金証書を送付し、誤った証書についてはお返しいただきました。 ●担当部署において、年金記録の訂正等を行った際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0
158			沖縄	コザ	2002年 5月16日	2014年 12月22日	○事務センターから連絡があり、年金請求の際に、沖縄の厚生年金保険の特別措置に該当する場合に同時に受け付けずべき沖縄特例措置特別加算該当届の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し届を受け付けました。ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議し訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において説明し、年金請求時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,344,000
159	老齢年金の繰上げ・繰下げ請求の誤り	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2010年 11月25日	2013年 6月20日	○年金相談の際に、旧三共済の特別支給の退職共済年金を受給しているお客様が全部繰上げ請求を行った際に、本来支給停止となる定額部分について、確認不足により支給停止処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、共済組合期間がある場合の繰上げの取扱いについて周知徹底しました。	1名	過払い	1,989,358
160			兵庫	加古川	2014年 5月9日	2014年 7月12日	○お客様から問合せがあり、一部繰上げ請求を希望していたにもかかわらず、繰上げ請求書の記載の案内を誤ったことから、全部繰上げの老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、お客様に請求書の記載内容を確認いただいた上で受け付けるよう周知徹底しました。	1名	過払い	29,300
161			高知	高知東	2013年 3月4日	2013年 4月9日	○事務センターから連絡があり、老齢年金の繰下げ待機中に他の年金の受給権が発生した場合の繰下げ請求による支給開始月を誤って説明し、繰下げ請求書を受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。繰下げを取り消すとともに65歳時点にさかのぼって老齢厚生年金を決定し、年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において繰下げの取扱いを確認し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	812,788
162			岡山	岡山東	2014年 6月25日	2014年 8月18日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金の請求時に繰下げを希望していたにもかかわらず、提出いただく請求書の種類を誤ったことから、お客様の希望していない65歳時点での老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、過払いとなった年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、請求書受付時の書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	332,421

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
163	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	1989年 12月頃	2013年 11月8日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金や遺族年金裁定時の戦時加算記録の登録漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿等での年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	976,227	
164			愛知	一宮	1997年 6月25日	2014年 1月28日		1名	未払い	92,196	
165			新潟	新発田	1970年 10月頃	2014年 1月29日		2名	未払い	217,087	
166			埼玉	川越	2003年 7月10日	2014年 3月12日		1名	未払い	658,376	
167			徳島	徳島南	1993年 2月10日	2014年 4月21日		1名	未払い	34,482	
168			山口	山口	2002年 11月21日	2014年 5月26日		1名	未払い	495,267	
169			広島	三原	1988年 4月7日	2014年 6月4日		1名	未払い	1,646,622	
170			香川	高松東	1997年 2月13日	2014年 7月28日		1名	未払い	394,840	
171			島根	松江	2008年 6月26日	2014年 9月11日		1名	未払い	47,670	
172			高知	南国	1997年 3月27日	2014年 10月3日		1名	未払い	904,113	
173			東京	世田谷	2005年 1月20日	2014年 10月10日		1名	未払い	1,232,416	
174			東京	世田谷	2001年 12月13日	2014年 11月6日		1名	未払い	444,333	
175			岡山	倉敷東	1988年 9月29日	2014年 11月20日		1名	未払い	630,778	
176			岐阜	大垣	1995年 1月18日	2015年 3月17日		1名	未払い	2,049,360	
177			東京	品川	1999年 3月18日	2015年 3月24日		1名	未払い	2,930,734	
178			大分	佐伯	1997年 12月頃	2015年 4月1日		1名	未払い	911,732	
179			福岡	小倉北	1994年 6月20日	2011年 1月21日		○機構本部から連絡があり、共済組合の短期要件の遺族共済年金の受給権者であることの確認不足により、誤って長期要件の遺族厚生年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。遺族厚生年金の裁定取消し及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、短期要件の遺族共済年金受給権者については、長期要件の遺族厚生年金は支給されないことについて周知し、遺族年金の受給要件の確認を徹底しました。	1名	過払い	178,600
180			大阪	枚方	1991年 6月13日	2014年 6月24日			1名	過払い	62,639
181	群馬	高崎広域 事務センター	2014年 10月31日	2014年 11月17日	○年金事務所から連絡があり、子の死亡による60歳未満の母からの遺族厚生年金請求について、本来裁定を行い支給停止とすべきところ、受給権がないものとして不支給決定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。裁定を行い年金証書を送付しました。 ●担当部署において、対応について疑義が生じた場合にはブロック本部等へ照会を行うよう周知徹底しました。	1名	-	0			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
182	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	荒川	1962年 8月頃	2014年 11月27日	○機構本部から連絡があり、死亡年月日の確認不足等により、遺族年金の受給権発生日月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	27,440
183			広島	三原	1996年 2月26日	2014年 6月12日	○事務センターから連絡があり、遺族年金の裁定時に、記録の補正処理を漏らしたまま決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において事象を周知し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	392,764
184		入力誤り	本部	機構本部	2015年 5月15日	2015年 6月10日	○担当部署において入力処理後に配信されたリストを点検したところ、退職共済年金及び旧三共済の遺族共済年金の受給権者に係る年金額の改定処理を行う際に、退職共済年金相当額の支給停止処理を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、入力処理後の複数人による点検を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,094
185	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2015年 4月27日	2015年 5月22日	○障害年金の裁定後に初回支払予定日等を確認していたところ、併合認定に伴いすでに受給している障害年金の失権処理を行い、新たに裁定した障害年金に対して支払保留処理を行ったものの、保留の解除処理を漏らしていたことが判明しました。 ●すでに解除処理は行っておりましたが、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未払いとなっていた年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、支払等に係るスケジュールの確認を徹底し、入力処理に遅れのないよう周知しました。	1名	未払い	162,516
186	障害年金の所得調査や額改定請求等の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2014年 9月3日	2014年 9月24日	○障害基礎年金所得状況届の審査後の確認時又は事務センターから連絡により、障害状態確認届又は所得状況届の入力処理が正しく行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,000
187			東京	新宿	2015年 2月19日	2015年 3月24日		1名	未払い	128,800
188			千葉	事務センター	2012年 9月21日	2013年 1月16日	○お客様から問合せがあり、機構本部へ進達する障害年金の額改定報告書作成時の記載誤りにより、障害等級を誤って登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、額改定報告書の作成及び決裁時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	131,083

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
189	加給年金の誤り	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	1997年 11月18日	2012年 2月10日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金裁定時に、配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤り、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	707,202	
190			埼玉	熊谷	2004年 6月10日	2013年 3月25日		1名	未払い	24,975	
191			埼玉	熊谷	2002年 5月30日	2013年 5月13日		1名	未払い	154,875	
192			兵庫	姫路	1992年 2月13日	2013年 11月14日		1名	未払い	16,866	
193			兵庫	尼崎	1986年 11月7日	2013年 12月2日		1名	未払い	977,875	
194			神奈川	藤沢	1995年 2月2日	2014年 2月3日		1名	未払い	275,449	
195			埼玉	川越	1996年 7月18日	2014年 3月20日		1名	未払い	151,260	
196			栃木	宇都宮東	1987年 3月頃	2014年 8月12日		1名	過払い	966,800	
197			高知	高知東	1993年 8月20日	2014年 11月11日		1名	未払い	109,725	
198			福岡	東福岡	1989年 12月1日	2015年 2月3日		1名	未払い	551,346	
199			栃木	宇都宮東	1988年 3月頃	2015年 3月3日		1名	未払い	93,859	
200			島根	松江	1991年 2月20日	2015年 3月5日		1名	未払い	100,699	
201			大阪	事務センター	2009年 4月9日	2015年 3月2日		○老齢年金請求時の加給年金額加算開始事由該当届の案内漏れにより、加給年金額の加算を漏らしていたことが配偶者の老齢年金の審査時に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や定額部分開始年齢の確認等を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	912,600
202			埼玉	熊谷	2000年 1月17日	2012年 8月10日		○機構本部から連絡があり、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日を誤って登録したことから、加給年金額の加算漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	19,283
203	佐賀	武雄	2013年 2月7日	2014年 2月17日	○年金相談の際に、配偶者の退職共済年金の支給状況の確認不足により加給年金額停止事由該当届の案内を漏らしたことから、配偶者加給金の加算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の配偶者記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	391,865			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
204	加給年金の誤り	確認・決定誤り	大阪	福島	1996年 6月20日	2014年 7月16日	○事務センターから連絡があり、老齢厚生年金の配偶者状態の変更処理を誤ったことから、配偶者加給金が支給停止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議することで了承を得ました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定原簿の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	188,333
205			神奈川県	横浜西	1993年 9月21日	2014年 5月1日	○年金相談の際に、老齢年金裁定時に配偶者の生年月日や年金記録の確認不足から配偶者状態の登録を誤ったことにより、加給年金の加算及び振替加算の誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。訂正を行い、加給年金の返納に係る処理を行うとともに、未払いとなっていた振替加算については正しく支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録等の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	2名	その他	4,600,779
206		説明誤り	神奈川県	平塚	2013年 10月16日	2013年 11月1日	○加給年金額加算開始事由該当届の点検を行っていたところ、年金相談の際に、加給年金が退職共済年金に加算されていることの確認を漏らし、本来加算できない老齢厚生年金に対しても届出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。提出いただいた届をお返ししました。 ●担当部署において、夫婦双方の年金記録や他の年金の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
207	子に対する加算の誤り	確認・決定誤り	愛知	事務センター	2014年 12月22日	2015年 3月4日	○お客様から問合せがあり、審査済みの加給年金額加算開始事由該当届を機構本部へ進達すべきところ、控え書類と共に保管したことにより、子に対する加算漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。届の処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時又は決裁時に進達書類と控えが混在することのないよう管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	12,350
208			千葉県	船橋	2014年 7月9日	2015年 4月20日	○お客様から問合せがあり、加給年金額の対象となる子が障害の状態となり加給年金額加算開始事由届を受け付けた際に、併せて提出が必要な加算額・加給年金額対象者の障害該当届の案内を漏らしたことにより、障害の状態に係る審査が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届出の案内及び処理を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、業務処理マニュアル等に基づき届出の提出漏れがないよう周知徹底しました。	1名	未払い	37,417
209	振替加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	1991年 9月20日	2013年 9月2日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	過払い	1,053,700
210			神奈川県	横浜西	2002年 12月16日	2013年 12月20日		1名	未払い	1,995,863
211			神奈川県	横浜西	2000年 1月3日	2014年 3月10日		1名	未払い	2,722,856
212			埼玉県	春日部	2010年 2月26日	2014年 8月1日		1名	未払い	455,251

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
213	振替加算の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	2001年 4月26日	2014年 8月15日	○遺族年金や未支給年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、年金の裁定時に年金記録の確認不足により事実と異なる配偶者状態を登録したことにより、振替加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	2,324,208
214			東京	府中	1999年 12月21日	2014年 8月28日		1名	未払い	2,645,418
215			兵庫	尼崎	1997年 3月30日	2014年 9月22日		1名	未払い	1,128,169
216			東京	港	1990年 8月30日	2014年 10月21日		1名	未払い	4,525,100
217			大阪	貝塚	1996年 8月15日	2014年 11月6日		1名	未払い	2,849,316
218			山口	岩国	2002年 5月21日	2014年 11月17日		1名	未払い	2,080,675
219			栃木	宇都宮東	1994年 1月31日	2014年 11月28日		1名	過払い	1,069,767
220			神奈川	横浜西	2002年 10月13日	2014年 11月29日		1名	未払い	2,424,111
221			東京	杉並	1994年 11月2日	2014年 12月16日		1名	未払い	1,491,831
222			鳥取	米子	1996年 3月28日	2014年 12月17日		1名	未払い	273,434
223			広島	三原	1996年 10月24日	2014年 12月26日		1名	未払い	2,253,555
224			千葉	船橋	1990年 4月20日	2015年 1月29日		1名	未払い	1,247,617
225			神奈川	横須賀	1997年 7月10日	2015年 2月16日		1名	未払い	2,333,368
226			東京	八王子	2000年 5月6日	2015年 2月27日		1名	未払い	2,561,575
227			千葉	船橋	2000年 2月17日	2015年 3月4日		1名	未払い	1,580,627
228			千葉	幕張	2005年 3月27日	2015年 3月5日		1名	未払い	1,505,986
229			岐阜	事務センター	2014年 4月15日	2015年 3月6日		1名	過払い	78,925
230			熊本	熊本西	1996年 10月30日	2015年 3月30日		1名	未払い	2,767,493
231			神奈川	藤沢	1993年 1月14日	2015年 4月2日		1名	未払い	2,640,834
232			広島	広島南	2003年 6月5日	2015年 4月7日		1名	過払い	797,600
233	千葉	船橋	2006年 5月23日	2015年 5月1日	1名	未払い	1,422,123			
234	神奈川	横浜西	2002年 3月5日	2015年 5月27日	1名	未払い	2,196,184			

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
235	振替加算の誤り	確認・決定誤り	高知	幡多	1991年 5月9日	2014年 5月26日	○遺族年金請求時又はお客様からの問合せや機構本部及び事務センターからの連絡により、配偶者の退職共済年金への加給年金の加算状況等の確認不足から、老齢基礎年金の振替加算が支給されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、相談時の夫婦の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,333,548		
236			栃木	栃木	2006年 10月30日	2014年 11月20日		1名	未払い	1,122,012		
237			徳島	徳島北	2000年 8月19日	2014年 12月26日		1名	未払い	1,865,508		
238			高知	南国	2008年 11月25日	2015年 1月8日		1名	未払い	783,828		
239			兵庫	加古川	2008年 7月24日	2015年 2月9日		1名	未払い	811,300		
240			岐阜	岐阜北	2002年 3月16日	2015年 2月23日		1名	未払い	2,168,742		
241			千葉	船橋	2006年 2月13日	2015年 2月25日		1名	未払い	512,098		
242			島根	浜田	2006年 6月2日	2015年 3月20日		1名	未払い	1,212,269		
243			埼玉	秩父	2006年 3月24日	2015年 6月1日		1名	未払い	1,302,716		
244			千葉	市川	2000年 12月18日	2014年 11月13日		○年金相談時又は年金記録調査時の確認作業や機構本部からの連絡により、夫の老齢厚生年金の裁定後に妻の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	1,981,417	
245			栃木	宇都宮東	2002年 10月31日	2014年 11月18日			1名	未払い	1,472,406	
246			大阪	貝塚	1999年 10月9日	2014年 11月27日			1名	未払い	2,768,375	
247			東京	新宿	2006年 7月20日	2015年 1月19日			1名	未払い	1,027,741	
248			広島	三原	1988年 1月25日	2015年 2月9日			1名	未払い	2,818,704	
249			茨城	水戸南	1998年 1月14日	2015年 5月18日			1名	未払い	1,990,243	
250			栃木	宇都宮西	2004年 12月31日	2015年 5月25日			1名	未払い	1,544,631	
251			鹿児島	鹿屋	1995年 3月29日	2014年 10月6日			○市役所からの照会又は事務センターからの連絡により、妻の老齢厚生年金の裁定後に夫の配偶者状態の変更処理を漏らしたことから、夫の老齢基礎年金に振替加算が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部に取扱いを協議しました。記録の訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、担当部署において、裁定時の配偶者の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名	未払い	4,076,390
252			神奈川	横須賀	1996年 10月17日	2014年 11月17日				1名	未払い	2,957,045
253			大阪	吹田	1998年 9月21日	2014年 11月21日				1名	未払い	2,987,707
254			千葉	佐原	2000年 7月24日	2015年 2月19日		1名	未払い	2,267,683		
255		入力誤り	本部	機構本部	2015年 7月16日	2015年 8月17日	○お客様から問合せがあり、老齢基礎年金額加算開始事由が該当届の処理を行う際に、入力時のコードを誤ったことにより年金が差止となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	185,874		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
256	年金選択の誤り	確認・決定誤り	奈良	大和高田	2014年 4月3日	2014年 6月16日	○お客様から問合せがあり、複数の期間について年金受給選択を行うために2枚の受給選択申出書を受け付けたものの、誤って備考欄にお客様の希望する期間と逆に記載していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部又はブロック本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、過払いとなった年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金相談時にはお客様への聴き取りを徹底し、記載誤りのないよう周知しました。	1名	過払い	547,710
257			奈良	奈良	2014年 3月14日	2014年 7月11日	○年金受給選択申出書受付時に点検したところ、街角の年金相談センターにおいて、前回の年金受給選択申出書の受付時にお客様が受給を希望された年金コードが正しく記入されていないにもかかわらず、確認を漏らしたまま受け付けていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議することで了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●社会保険労務士会から、相談業務を委託している社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	137,600
258			本部	機構本部	2014年 4月3日	2015年 5月19日	○年金額の改定処理を行う際に点検したところ、旧法厚生年金保険の老齢年金と遺族年金との併給調整時の計算誤りが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において併給調整の取扱いや計算方法について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,005,420
259			大阪	事務センター	2014年 9月22日	2014年 12月16日	○お客様から問合せがあり、年金受給選択処理のために遺族年金裁定時に支払いの保留を行う際に、保留処理のために入力するコードを誤り、遺族年金が支払保留のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し早期に支払いを行うことで了承を得ました。訂正を行い年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、審査時に入力に使用するコードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	57,416
260		説明誤り	新潟	新潟東	2014年 2月28日	2014年 7月31日	○共済組合から連絡があり、年金受給選択に伴う共済組合への返納額の確認不足から、お客様に誤った年金選択を案内し決定していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、退職共済年金の返納が完了したことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、年金相談時に説明誤りがないように周知徹底しました。	1名	-	0
261	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	大阪	近畿ブロック本部	2015年 1月15日	2015年 3月2日	○機構本部から連絡があり、雇用保険と年金との調整を漏らしたまま未支給年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、雇用保険法の基本手当の受給記録について確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	222,516
262			群馬	前橋	2012年 7月3日	2015年 2月18日	○お客様から問合せがあり、消滅時効の取扱いについて説明を漏らしたことによりお客様の請求が遅れ、本来支給すべき年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部及び機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において今回の事象を説明し、年金相談時に説明漏れがないよう周知徹底しました。	1名	未払い	720,240
263			青森	事務センター	1992年 11月20日	2015年 2月26日	○老齢年金の再裁定後に、再裁定前に行われていた改定処理や支給停止処理をもう一度行う必要があるにもかかわらず、処理を漏らしていたことが他の年金の再裁定処理時又は機構本部からの連絡により判明しました。	1名	未払い	128,836
264			本部	機構本部	2015年 3月3日	2015年 4月16日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。機構本部又はブロック本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	過払い	1,096,266
265			本部	機構本部	2010年 5月27日	2015年 6月9日	●担当部署において、再裁定後のチェックを複数人で行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	2,464,504

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
266	年金の支払額や支払時期等の誤り	確認・決定誤り	愛媛	今治	1991年 2月20日	2014年 2月14日	○年金記録調査時又は機構本部や事務センターからの連絡により、老齢年金の退職改定処理において、標準報酬月額や被保険者種別の登録誤りにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。	1名	未払い	2,071
267			神奈川県	港北	1984年 8月20日	2014年 5月29日	●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議し訂正を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。	1名	未払い	66,297
268			東京都	世田谷	1983年 10月20日	2014年 8月26日	●現在は事業主からの届出により自動的に改定処理が行われますが、今回の事象は古いため、担当部署において朝礼等で周知を行いました。	1名	過払い	138,066
269			大阪府	事務センター	2013年 7月5日	2014年 6月20日	○担当部署において、特別障害給付金に係る返納金について点検を行っていたところ、消滅時効の取扱いの確認不足から誤った返納金額で納入告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び還付処理を行いました。 ●担当部署において指導を行うとともに、決裁時の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	93,600
270		説明誤り	愛知県	豊橋	2014年 2月3日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に試算方法を誤ったことにより、年金の支払見込額を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。	1名	—	0
271			福井県	福井	2015年 5月12日	2015年 8月14日	●担当部署において、年金の支払見込額の算出時の点検を徹底するよう周知しました。	1名	—	0
272		年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	埼玉県	川越	2015年 5月12日	2015年 6月15日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号の不明な年金受給者の死亡の連絡があった際に、住所履歴の確認不足から誤って別人の支払保留処理を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し訂正を行いました。正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡の支払保留時の対象者の確認や入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い
273	入力誤り			三重県	事務センター	2015年 6月4日	2015年 6月30日	○遺族年金の審査の際、遺族年金と同時に請求のあった死亡されたお客様の未請求分の老齢年金の裁定時に、入力委託業者が死亡保留処理を漏らしていたことが遺族年金の審査時に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し保留処理を行い、誤って送付した送金通知書を回収しました。 ●入力委託業者に対して、再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	—
274	死亡一時金に係る誤り	確認・決定誤り	宮城県	事務センター	2014年 10月23日	2014年 12月5日	○年金事務所から連絡があり、死亡一時金の審査時に、死亡一時金と特別支給の老齢厚生年金を受給するよりも65歳まで寡婦年金を受給する方が高額となるにもかかわらず、寡婦年金の案内を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、寡婦年金請求書を受け付け裁定を行いました。死亡一時金の取消及び返納の処理を行うとともに、未払いとなった寡婦年金について正しく支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、死亡一時金と寡婦年金の取扱いについて確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	179,425
275	老齢福祉年金に係る誤り	確認・決定誤り	大阪府	事務センター	2014年 8月27日	2015年 2月2日	○区役所から連絡があり、情報提供された死亡年月日の確認不足により、受給していた老齢福祉年金について誤った死亡年月日を登録していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、死亡年月日等の登録の際には複数人での確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	131,966
276	脱退一時金に係る誤り	確認・決定誤り	東京都	新宿	2013年 7月23日	2014年 8月14日	○お客様から問合せがあり、年金相談において脱退一時金の試算を行う際に標準賞与額を誤り、誤った支給額を説明したことにより、お客様が老齢年金ではなく脱退一時金を請求していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明したところ、老齢年金として請求することを希望されました。脱退一時金の取消及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金等の支払見込額の算出時には複数人での確認を行うよう周知徹底しました。	1名	過払い	2,416,500

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
277	再裁定に係る誤り	確認・決定誤り	長野	岡谷	1995年 6月19日	2013年 10月31日	○遺族年金請求時又は機構本部や事務センターからの連絡により、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から機構本部への再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、ブロック本部又は機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、再裁定の要否を確認するよう周知徹底しました。	1名	未払い	874,267
278			静岡	三島	1995年 4月1日	2014年 8月7日		1名	未払い	347,580
279			北海道	札幌西	1997年 2月13日	2015年 4月8日		1名	未払い	193,588
280	年金給付関係書類の送付誤り	誤送付・誤送信	本部	機構本部	2010年 4月28日	2014年 9月25日	○再裁定処理の際に入力委託業者が標準報酬月額等の入力を誤ったことにより、再裁定による年金支払額の決定誤りが紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業時に判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●当時の委託業者とは契約が終了しているため、現在の入力委託業者に対して事象を説明し注意喚起を行いました。	1名	未払い	208,547
281			三重	四日市	2015年 5月29日	2015年 6月3日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に被保険者記録照会回答票等を交付する際に、来所されたお客様の確認不足により相談者以外の記録が記載されたハードコピーが混在したまま交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した書類を回収しました。 ●誤って交付した書類に記載のある記録の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、書類の交付時には氏名等をマーカーでチェックするなど、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
282			神奈川	横浜中	2015年 7月13日	2015年 7月13日	○お客様から問合せがあり、年金相談時にお客様からお預かりした書類等を点検後にお返しする際に、別のお客様の戸籍謄本等を混入させていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した書類を回収しました。 ●誤って交付した書類の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し書類をお返ししました。 ●担当部署において、お客様からお預かりした書類を点検する際には、他の書類等が置いていない専用の机で行うよう周知徹底しました。	2名	-	0
283			本部	機構本部	2015年 7月22日	2015年 7月24日	○お客様から問合せがあり、ねんきんネットご利用に伴うユーザーIDのお知らせを送付する際に、別人の年金加入記録が記載された処理票を混在したまま送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って送付した書類を回収しました。 ●誤って送付した処理票に記載された年金加入記録の持ち主は既に死亡しているため、対応できませんでした。 ●担当部署において、封入封緘時に確認を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
284			兵庫	明石	2015年 5月11日	2015年 5月13日	○お客様から問合せがあり、基礎年金番号や氏名等の確認不足から、別人の年金加入記録により年金見込額回答票を交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、誤って交付した回答票を回収し、正しい回答票を交付しました。 ●見込額試算時に誤って使用した基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明し了承を得ました。 ●担当部署において、書類の交付時にマニュアルに沿った確認等を徹底するよう周知しました。	2名	-	0
285			東京	渋谷	2015年 6月25日	2015年 6月29日	○区役所から連絡があり、区役所からの年金額等の照会に対する回答文書を、別の官公庁に送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しいあて先に送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の点検など、マニュアルに沿った確認を徹底するよう周知しました。	3事業所 14名	-	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)		
286	年金給付関係書類の処理漏れ	未処理・処理遅延	本部	機構本部	2013年9月頃	2013年10月10日	○内部監査やお客様からの問合せにより、障害年金請求書の処理漏れや支給額変更通知書の再発行漏れ、加給年金額支給停止事由該当届の案内漏れ、再裁定報告書等の機構本部への進達漏れが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再発行や裁定、再裁定処理等を行いました。過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	—	0		
287			神奈川県	港北	2013年7月12日	2013年11月13日		1名	—	0		
288			神奈川県	横浜西	2013年6月27日	2015年1月15日		1名	未払い	40,622		
289			京都	上京	2010年11月5日	2015年2月20日		1名	過払い	924,966		
290			大分	事務センター	2014年11月4日	2015年6月3日		1名	未払い	54,937		
291			大阪	豊中	2002年5月8日	2013年8月8日		1名	未払い	22,091		
292			大阪	事務センター	2008年6月5日	2013年11月21日		1名	未払い	552,896		
293			大阪	事務センター	2012年3月22日	2014年2月28日		1名	未払い	49,851		
294			受取後の書類管理誤り	本部	機構本部	2014年6月6日		2015年2月6日	○内部監査や機構本部からの連絡により、受け付けた未支給年金請求書や生計同一関係に関する申立書が所在不明であることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、所在不明となった請求書等を提出いただきました。処理を行い、未払いがあるお客様については年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時や回付時の点検など、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	8,700
295				京都	京都南	2015年4月14日		2015年5月1日		1名	—	0
296	年金の手続や添付書類等の誤り	説明誤り	富山	富山	2015年5月14日	2015年5月20日	○請求書受付時又は機構本部への進達時に確認したところ、裁定原簿の確認不足等により、すでに請求済みであるにもかかわらず、老齢年金や未支給年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、受け付けた請求書についてはお客様にお返ししました。 ●担当部署において、請求時の聴き取りや年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	—	0		
297			東京	青梅	2012年2月11日	2015年5月22日		1名	—	0		
298			長野	岡谷	2015年7月2日	2015年7月8日		1名	—	0		
299			京都	京都南	2015年6月15日	2015年6月25日		1名	—	0		
300			東京	渋谷	2015年5月11日	2015年5月27日		1名	—	0		
301			愛知	熱田	2015年6月16日	2015年6月30日	○年金相談時にお客様の年金記録の確認不足により、振替加算の対象とならないにもかかわらず、老齢基礎年金額加算開始事由該当届及び戸籍謄本等の添付書類を委託社会保険労務士が案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上、複数回にわたり説明しましたが理解を得られませんでした。 ●社会保険労務士会から、委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	—	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
302	氏名の登録及び変更に係る誤り	確認・決定誤り	三重	事務センター	2015年 3月26日	2015年 5月27日	○お客様から問合せがあり、入力委託業者が年金請求書に記載された内容に基づき基礎年金番号氏名のフリガナの訂正を行った上で登録すべきところ、訂正を漏らしたために年金が振込不能となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。訂正を行い正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導しました。	1名	未払い	2,800,520	
303		入力誤り	本部	機構本部	2015年 5月15日	2015年 6月4日	○他の部署又はお客様からの問合せにより、未支給年金請求書や年金受給権者氏名変更届の処理を行う際に、基礎年金番号氏名のフリガナを誤って入力したために年金が振込不能となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、業務処理マニュアル等に基づき入力後のチェック徹底するよう周知しました。	1名	未払い	138,603	
304			大阪	平野	2015年 4月16日	2015年 6月18日		1名	未払い	188,866	
305	年金の受取機関に係る誤り	確認・決定誤り	広島	事務センター	2015年 2月2日	2015年 4月16日	○年金事務所から連絡があり、基礎年金番号が不明なお客様の年金の受取機関変更届の受付又は審査の際に、確認不足から、別人の基礎年金番号をお客様のものとして誤認し受取先金融機関の変更処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、誤って支払われた年金について返納の処理を行いました。 ●誤って受取先の変更処理を行った基礎年金番号の持ち主に対して、担当者がお詫びの上説明しました。訂正を行い、未払いとなった年金について正しく支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受付時や審査時に住所履歴等による本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	130,232	
306			岐阜	美濃加茂	2015年 1月30日	2015年 6月9日		2名	その他	277,124	
307	年金の受取機関に係る誤り	確認・決定誤り	三重	事務センター	2015年 5月18日	2015年 6月8日	○お客様から問合せがあり、受取機関変更届の処理を行う際に、受給している2つの年金のうち一方の年金の振込先金融機関のみを変更し、他方の年金について変更を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、次回の定期支払から変更することで了承を得ました。 ●担当部署において、複数の年金について変更処理が必要な場合には、届書の写しをとることにより変更した年金の件数と入力件数との突合せを行うよう事務処理の流れを見直し、入力後の確認を徹底するよう周知しました。	1名	-	0	
308			和歌山	事務センター	2015年 3月12日	2015年 4月10日	○お客様からの問合せ又は機構本部や金融機関からの連絡により、裁定時や受取機関変更届の処理時に、委託業者による金融機関コードの転記誤り又は口座番号等の入力誤りから、年金の受取先を正しく登録していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●委託業者に対して再発防止策を講ずるよう指導し、改善報告書の提出を指示しました。	1名	未払い	6,733	
309			広島	事務センター	2015年 3月11日	2015年 5月29日		1名	未払い	137,500	
310			入力誤り	神奈川	事務センター	2014年 12月15日	2015年 2月24日		1名	未払い	465,783
311				滋賀	事務センター	2015年 2月15日	2015年 4月22日		1名	未払い	167,966

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
312	年金記録の統合等の誤り	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2014年 1月30日	2014年 3月10日	○年金相談時又は紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業により、基礎年金番号への厚生年金保険記録や船員保険記録の登録処理を漏らしたまま年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、機構本部に取扱いを協議しました。訂正を行い、正しい年金の支払が完了したことを確認しました。 ●担当部署において、相談・受付時の点検及び年金記録の確認等を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,316
313			広島	広島西	2008年 4月14日	2014年 3月26日		1名	未払い	1,312,689
314			鳥取	鳥取	2008年 7月3日	2015年 4月1日		1名	未払い	326,037
315			大阪	玉出	1999年 6月8日	2013年 10月7日		1名	未払い	34,588
316			記録訂正誤り	福岡	大牟田	2012年 8月27日		2014年 8月27日	○年金事務所から連絡があり、別人記録が混在した年金記録で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、相談時の年金記録の確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。	1名
317	記録訂正誤り	静岡	沼津	2013年 8月29日	2014年 5月9日	○機構本部から連絡があり、別人の脱退手当金記録を基礎年金番号へ登録し、記録補正及び裁定を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録の訂正を行い、誤って還付した保険料の返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	26,400	
318		岩手	一関	2003年 7月31日	2014年 3月24日	○他の年金事務所から連絡があり、年金記録に別人記録を混在させたことで、受給資格を満たしていないにもかかわらず老齢年金を裁定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の本人への確認等を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,602,799	
319		入力誤り	愛知	事務センター	2009年 8月19日	2015年 2月23日	○お客様からの問合せ又は厚生年金基金からの連絡により、記録訂正後に再度登録すべき標準賞与額の入力を漏らしたことにより、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正及び返納の処理を行いました。 ●担当部署において、入力前後の記録を確認するよう周知徹底しました。	1名	過払い	65,406
320	三重	事務センター	2010年 7月28日	2015年 4月20日	1名	過払い		139,999		
321	日本年金機構に対する不正アクセスにより個人情報流出したお客様の基礎年金番号変更による10月定期支払の在職老齢年金支給額への反映の遅れ	未処理・処理遅延	本部	機構本部	2015年 10月15日	2015年 10月8日	○日本年金機構への不正アクセスにより個人情報流出したお客様については、「なりすまし」による年金手続き等を防止するため、8月下旬から基礎年金番号の変更作業を進めてきましたが、その過程において、一部の在職老齢年金受給者について資格取得、喪失、報酬月額の変更といった情報が処理のタイムラグにより、10月定期支払の年金額に反映していないことが判明しました。 ●お客様に対して、職員が訪問しお詫びを行うとともに、10月定期支払に「未払い」のあったお客様については、10月29日に未払い額の支払を行いました。 ●「過払い」のあったお客様については、お客様のご要望を踏まえながら、12月定期支払等において返納をお願いする予定です。	217名	未払い	7,227,828
								177名	過払い	5,636,289
								(合計394名)		

日本年金機構の平成27年9月分のシステム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	70歳以降在職者の年金繰下げ請求に係る過払い	2012年8月15日	2012年10月2日	<p>○70歳以降在職者の年金繰下げ請求において、遡って裁定された特別支給の老齢厚生年金の一部について、本来在職中による支給停止となるべき期間であるにもかかわらず、支給停止が行われず支払いが行われていることが判明しました。</p> <p>●該当するお客様にお詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書等を送付し、過払い額の返納にご理解を得たうえで、返納に係る処理が完了したことを確認しました。</p> <p>●70歳以降在職者の年金繰下げ請求において正しい支給停止額が算定されるよう、システム改修を実施しました。</p> <p>●システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。</p>	16名	過払い	4,420,559
2	「第3号被保険者該当勸奨状」送付対象者の抽出誤り	2015年9月25日	2015年10月13日	<p>○共済制度に70歳以上の加入記録がある方に対し、誤って配偶者の第3号該当届の提出を勧奨する「第3号被保険者該当勸奨状」が送付されたことが判明しました。</p> <p>●該当するお客様に対して、第3号該当届の提出は不要の旨を記載したお詫び状の送付を行いました。</p> <p>●本年10月の被用者年金一元化施行に伴う、移行時のシステム誤りによるものです。</p> <p>●今後は確認作業を徹底することにより再発防止を図ることとしております。</p>	1,338名	-	0